

# 地域公共交通確保維持改善事業について

## (鉄道関係)

※本資料は平成28年5月31日現在の  
補助金交付要綱に基づいて作成



近畿運輸局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## バリアフリー「基本方針」等のポイント



近畿運輸局

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) (平成18年法律第91号)

(基本方針)

第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、**移動等円滑化の促進に関する基本方針** (以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

### 移動等円滑化の促進に関する基本方針

(平成23年3月31日 国家公安委員会、総務省、国土交通省 告示第1号)

#### ■鉄道駅及び軌道停留場

●1日当たりの平均的な利用者数が**3,000人以上**である鉄道駅及び軌道停留場(以下「鉄軌道駅」という。))については、**平成32年度までに、原則として全てについて**、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の**移動等円滑化を実施する**。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。

●これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

●ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

### ホームにおける旅客の転落防止対策の進め方について

(平成23年8月 ホームドアの整備促進等に関する検討会「中間とりまとめ」)

#### ■転落防止策の進め方

●利用者数が**1万人以上**の駅においては、原則として、**内方線付き点状ブロックの整備等の転落防止対策を、可能な限り速やかに実施するよう努める**。

●特に利用者**10万人以上**の駅においては、…(略)…原則として、**ホームドア若しくは可動式ホーム柵又は内方線付きJIS規格化点状ブロックの整備による転落防止対策を、ホームに応じ、優先して速やかに実施するよう努める**。

## 1. 地域公共交通確保維持事業(地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画等に基づき実施される取組みを支援

## 2. 快適で安全な公共交通の構築(地域公共交通バリア解消促進等事業)

### バリアフリー化設備等整備事業

鉄道駅の移動等円滑化



■補助対象設備  
車椅子用階段昇降機、誘導ブロック、障害者対応型トイレ、ホームドア(※)等

■補助率: 1/3

### 利用環境改善促進等事業

LRTの整備等



■補助対象設備  
低床式車両の導入、停留施設の整備

■補助率: 1/3 等

### 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等



■補助対象設備  
車両設備の更新等  
レール・マクラギ等の修繕

■補助率: 1/3 等

※東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等において整備する場合を除く

## 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

### (地域公共交通バリア解消促進等事業)「バリアフリー化設備等整備事業」

### 支援スキーム

■協議会(都道府県、市町村又は事業ごと)において、**事業の目的・必要性、定量的な目標・効果、事業内容と事業実施者、費用の総額・負担者・負担額等**を記載した(※1)生活交通確保維持改善計画を策定。

■協議会が策定した(※1)生活交通確保維持改善計画に位置付けのある事業について、当該事業を実施する補助対象事業者が同計画を添付し、国(運輸局)へ補助申請。交付決定を受け、事業実施を経て事業完了実績の報告の後、国が事業者に対して補助金を交付。

■補助対象経費の**1/3**を国が補助。

・自治体、事業者との事業費の分担については協議会で議論し、(※1)生活交通確保維持改善計画に記載。

#### 「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」3. (2)考慮事項

⇒地域公共交通バリア解消促進事業による支援に当たっては、…(略)…、**以下の事項を考慮しつつ**、予算範囲内で実施するものとする。

- ・地方公共団体による費用負担が予定されている事業
- ・地方公共団体による各種計画課に位置付けられている事業  
(以下、略)

■補助対象設備の代表例は以下のとおり。

- ・**段差の解消を目的とした**、エレベーター・スロープ(※2)、**階段昇降機**の整備
- ・ホームドア・可動式ホーム柵(※3)、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備
- ・トイレがある場合は障害者対応型トイレの設置等
- ・その他として駅舎、待合施設、情報提供案内板等(バリアフリー化を含む駅全体の改良)

※1 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、**生活交通改善事業計画**の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる)

※2 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業で支援

※3 東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業で支援

1. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

新規

(交通サービスインバウンド対応支援事業)「交通サービス利便向上促進等事業」

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業

【注意】  
自治体の交付要綱の改正が必要となる場合もあり得る

2. 訪日外国人旅行者急増による課題を解決

(鉄軌道駅の移動円滑化、インバウンド対応型鉄軌道車両の整備)

交通サービス利便向上  
促進事業(移動円滑化)

段差の解消



■補助対象設備  
エレベーター又はスロープに限る  
(※1)、ホームドア(※2)等

■補助率: 1/3

交通サービス利便向上  
促進事業

交通系ICカードの導入  
ITシステムの高度化



■補助対象設備  
ITシステム開発費、設備整備費等

■補助率: 1/3

インバウンド対応型  
鉄軌道車両整備事業

インバウンド対応型鉄軌道車両  
の整備



■補助対象設備  
車内案内表示・車内案内放送・  
車体の行き先表示の多言語化

■補助率: 1/3

※1 ピクトグラムによる表記に加え多言語による表記を行うことが望ましい。

※2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等において整備する場合に限る。

バリアフリー化設備等整備事業の補助対象区分け

(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金)

バリアフリー化設備整備	対象となる補助事業	
	(A) 受入環境	(B) 確保維持
<b>■ 1. 段差の解消等</b>		
(1) エレベーター及びスロープ	○	
(2) エレベーター及びスロープ設置に伴うピクトグラム、案内表示(多言語表記)	○	
(3) エレベーター及びスロープ設置に伴う誘導用ブロック	○	
(4) 階段昇降機(構造上の理由によりエレベーター、スロープの設置が困難な場合のみ)		○
<b>■ 2. 転落防止設備の整備等</b>		
(1) 可動式ホーム柵・ホームドア(東京オリンピック・パラリンピック会場周辺駅、空港駅、空港乗換駅に限る)	○	
(1) 可動式ホーム柵・ホームドア -2 [(1)-1を除く]		○
(2) 内方線、内方線付き点状ブロック		○
(3) 転落防止柵		○
(4) ホームドア開口部への警告ブロック整備		○
(5) ホーム嵩上げ		○

バリアフリー化設備整備	対象となる補助事業	
	(A) 受入環境	(B) 確保維持
<b>■ 3. 誘導用ブロックの整備</b>		
(1) 誘導用ブロック		○
<b>■ 4. 障害者対応型トイレの設置</b>		
(1) 多機能トイレ		○
(2) 多機能トイレ設置に伴うピクトグラム、案内表示		○
(3) 多機能トイレ設置に伴う誘導用ブロック		○
(4) 多機能トイレ案内板、音声案内		○
<b>■ 5. その他移動等円滑化経路形成のために必要な整備</b>		
(1) 蝕知案内図、音声誘導装置等		○

※対象となる補助事業欄

(A) 受入環境: 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(B) 確保維持: 地域公共交通確保維持改善事業費補助金